判定区分Ⅳの構造物リスト（広島県）

資料⑥

平成26年度において、判定区分Ⅳ該当施設は、ありません。

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容

判定区分Ⅳ該当施設なし

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容

判定区分Ⅳ該当施設なし

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容

判定区分Ⅳ該当施設なし

※判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態